

新型インフルエンザ等発生時における警備実施等に関する要綱（概要）

制定 平成 25 年 11 月 29 日

例規（備・備総・総・務・生総・
地総・刑総・交総）第 76 号

新型インフルエンザ等発生時における警備実施等に関する要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく警察諸対策を講ずることにより、府民の生命、身体及び財産を保護し、府民生活等に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に、

- 警備体制等の確立
- 警備体制の報告
- 自治体対策本部への連絡要員の派遣
- 治安の維持
- 交通の制限又は遮断に対する支援等
- 関係機関への支援
- 多数死体の取扱い
- 業務継続のための執務体制の確立
- 職員への感染及び感染拡大対策等
- 被留置者等への感染及び感染拡大対策等

などの項目からなっている。

